

日本産業規格

令和6年6月1日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和6年6月3日

厚生労働大臣 武見 敬三

記

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

歯科用照明器

T 5 7 5 3

歯科用ゴム質弾性印象材

T 6 5 1 3

（内容省略）

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ(<https://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬局医療機器審査管理課においても閲覧に供する。